

東京都福祉保健局障害者施策推進部からの大事なお知らせ

法人申請について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業【障害分】※の申請受付は令和2年12月25日をもって終了しました。

「やむを得ない事情により申請が締切に間に合わなかった」等の場合は、令和3年1月中を目途に下記コールセンターまで御相談ください。

個人申請について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業【障害分】の慰労金の個人申請は令和3年1月29日をもって終了します。

貴法人を退職された支援員等で慰労金の受給対象者のうち、これまでの法人申請で対応できなかった職員の皆様に対して、申請期限の周知をお願いします。

【個人申請最終〆切】令和3年1月29日(金)【必着】

ただし、未申請となっている対象者が法人で複数いる場合には、下記のコールセンターまで御連絡ください。

【再周知】実績報告について

既に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業【障害分】※の交付を受けた障害福祉サービス等提供事業者の皆様へ

本事業の慰労金等の交付を受けた障害福祉サービス等提供事業者は、必ず実績報告書等の提出が必要です。

以下の提出期限を目安に、確実にお手続きをお願いします。

実績報告書等の提出がない場合、都から交付した全額を返還していただくこととなります。

【実績報告書の提出期限】

10月末までに交付を受けた場合 ⇒ 1月20日まで

11月末までに交付を受けた場合 ⇒ 2月20日まで

12月末までに交付を受けた場合 ⇒ 3月10日まで

※ コロナ禍において、障害福祉サービス等提供事業所で勤務されていた職員に慰労金の支給等を行う事業。事業内容や実績報告等の詳細は、ホームページ等で御確認ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/houkatushien/houkatushien_jigyoku.html

【コールセンター（事業内容、実績報告作成に関してもお受けします。）】

0120-591-105

※平日9時～18時・土日祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

※コールセンター等業務は、都からビーウィズ株式会社に委託しています。